

山鹿市観光関連事業者支援金 申請要領

令和3年6月25日

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う営業自粛や不要不急の外出自粛等の影響により、売上が減少した山鹿市内の観光関連事業者に対して、支援金を支給し、事業の継続を応援します。

2. 対象業種・支給額

《対象業種》

山鹿市内に事業所（店舗）を有し、下記に掲げる事業を営んでいる法人（中小企業基本法に規定する中小企業に限る）または個人事業者であることが要件となります。

事業区分		要件
宿泊業	旅館・ホテル	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の許可を受け事業を営む者
	簡易宿所	旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業の許可を受け事業を営む者
旅客輸送業等	貸切バス	道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受け事業を営む者
	タクシー	道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送業限定事業者を除く。）の許可を受け事業を営む者
	運転代行業	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定による認定を受け事業を営む者
公衆浴場業		公衆浴場法第2条第1項の規定による許可を受け事業を営む者
飲食業		食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受け事業を営む者（客の注文に応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる又は提供・配達する事業者とし、作り置いた飲食料品を販売する事業者（製造・小売業に該当）やイートインスペースの提供を行う事業者は当該許可を受けていても該当しません）
観光関連事業	土産店	対面で主に地域外からの消費者向けに観光土産品（着地型観光商品を含む）の販売を行う者で次のいずれかに該当する者 ①地域共通クーポン取扱店舗のうち登録業種が「小売（お土産等）」となっている者（令和3年5月31日時点の登録事業者） ②令和2年「八千代座物語～山鹿灯籠踊り定期公演～」お買い物券使用可能店舗として登録している者 ③別途定める証明書類（3ページに記載）を提出できる者
	取引事業者	山鹿市内の宿泊施設または飲食店と過去1年間に於いて反復継続的に直接取引があり、次に掲げる業種を主な事業として営む者 飲食料品製造・小売・卸売業、食品関連資材卸売業、花小売・卸売業（リース含む）、産業廃棄物処理業、リネンサプライ業、建物清掃業

○次に該当する場合は支給対象外となります。

- ・山鹿市内に事業所（店舗）がない事業者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」を行う事業者

《支給額》

基準売上額及び売上減少率に応じて、下表のとおり支給します。

・基準売上額は、平成31年または令和2年の3月・4月（2か月）の月平均売上のうち、どちらが多い年の売上額とします。

・売上減少率は、令和3年の3月・4月の売上と平成31年または令和2年の同月を比較し、最も減少率が多い月とします。

①基準売上額が1,000万円以上

売上減少率	支給額
50%以上	100万円
20%以上50%未満	50万円

②基準売上額が500万円以上1,000万円未満

売上減少率	支給額
50%以上	80万円
20%以上50%未満	40万円

③基準売上額が200万円以上500万円未満

売上減少率	支給額
50%以上	40万円
20%以上50%未満	20万円

④基準売上額が200万円未満

売上減少率	支給額
50%以上	(※) 20万円
20%以上50%未満	(※) 10万円

(※) ④に該当するうち、基準売上額が20万円に満たない場合の支給額は以下のとおりです。

・売上減少率が50%以上の事業者・・・基準売上額を支給額とします。

・売上減少率が20%以上50%未満の事業者・・・基準売上額の1/2を支給額とします。

(いずれも千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします)

・平成31年1月以降に開業した事業者は、「基準売上額等の算定に係る新規開業特例について」(市HP掲載)により、基準売上額及び売上減少率を算定することができます。

・複数の業種(店舗)を営む場合は、支給対象となる業種(店舗)の売上により基準売上額及び売上減少率を算定してください(詳細は市HP掲載のQ&Aをご確認ください)。

3. 申請要件

令和2年12月31日以前から山鹿市内で事業活動を行い、今後も引き続き山鹿市内で事業活動を行う明確な意思を有する者であって、次の全ての要件を満たす者としてします。

なお、申請は1事業主あたり1回限りとし、複数の事業所を有する者であっても支給額は変わりません。

(1) 令和3年3月または4月の売上が、感染症の拡大に伴う自粛等の影響により、平成31年または令和2年の同月比で20%以上減少していること(いずれか1か月が20%以上減少していれば支給対象となります)

(2) 熊本県が示す感染防止対策チェックリスト及び業種別ガイドラインに沿って、感染防止対策に取り組んでいること

(3) 許可又は登録を必要とする業種については当該許認可等を受けていること

(4) 反社会的勢力との関わりがないこと(代表者、役員、従業員等が山鹿市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、これらと密接な関係に有するものでないこと)

(5) 市税の滞納がないこと

4. 申請手続

【申請書類】

1	<p>■山鹿市観光関連事業者支援金申請書類チェックシート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご自身で申請書類が全て揃っているか確認してください
2	<p>■山鹿市観光関連事業者支援金交付申請書兼請求書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入例を参考に記入してください ・押印をお願いします（シャチハタ不可）
3	<p>■確定申告書等の写し（平成31年（令和元年）または令和2年の売上確認）</p> <p>《個人（青色申告を行っている場合）》</p> <p>【所得税確定申告書第一表】＋【青色申告決算書（P1, 2）】</p> <p>《個人（白色申告を行っている場合）》</p> <p>【所得税確定申告書第一表】＋【収支内訳書】＋【月間事業収入が確認できる売上台帳等】</p> <p>《個人（住民税申告を行っている場合）》</p> <p>【住民税申告書】＋【収支内訳書】＋【月間事業収入が確認できる売上台帳等】</p> <p>《法人》【法人税確定申告書別表一】＋【法人事業概況説明書（2枚）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準売上額の算定に用いた年（法人の場合は、算定に用いた対象月（3・4月）の売上を含む決算年度）の書類を提出してください ・複数の業種（店舗）を営む事業者は、支給対象となる業種（店舗）に係る月間事業収入が確認できる売上台帳等を併せて提出してください
4	<p>■売上台帳等の写し（令和3年3月・4月の売上確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳など ・売上減少率が大きい月の書類を提出してください
5	<p>■営業許可証等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊業（旅館業法に基づく旅館業許可証） ・旅客輸送業（道路運送法に基づく旅客自動車運送業の免許状・許可証等） ・運転代行業（自動車運転代行業に係る認定証） ・公衆浴場業（公衆浴場法に基づく許可証） ・飲食業（食品衛生法に基づく飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証） ・観光関連事業においては、許認可や資格等が必要な業種のみ提出してください
6	<p>■本人確認書類の写し</p> <p>《個人》運転免許証、保険証など</p> <p>《法人》申請書への法人コード記載で可</p>
7	<p>■振込先口座の通帳の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通帳を開いた1・2ページ目のカタカナ表記の口座名義人、金融機関名、支店名（店番）、口座番号がわかるもの ・申請者本人名義に限る

※以下は該当する事業者のみ提出してください。

※	<p>《土産店（全ての事業者）》</p> <p>■販売している観光土産品（*）のリスト（主要な販売品目で可）</p> <p>（*）土産品に市内の地域名を冠した商品、市内の観光資源を絵又は文字等をもってデザインした商品、市内で製作された工芸品、市内の特産物を原材料に使用した商品とします</p> <p>《土産店（1ページ③の事業者）》</p> <p>■下記に類する書類を2点以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行会社からの送客において手数料を支払っていることが分かるもの
---	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・自店が土産店として掲載されているパンフレットやチラシ ・観光客誘客のため情報発信していることが分かる広告媒体（チラシ・HP） ・観光土産品を取り扱っていることが分かるもの（商品の写真・パンフレットなど） ・顧客の過半数が市外からの観光客であることが分かるもの（住所のわかる顧客リスト等）
※	<p>《市内の宿泊施設・飲食店との取引事業者》</p> <p>■反復継続した直接取引を証明する書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去1年間（令和2年5月から令和3年4月まで）のうちに、市内の宿泊施設・飲食店宛てに発行した契約書、請求書、納品書などの写し（申請書に記載した店舗との取引に関する書類を2回分/日付の記載のあるもの）
※	<p>《基準売上額等の算定に新規開業特例の適用を選択した事業者》</p> <p>■開業日が確認できる資料</p> <p>《個人》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し（届出書に記載の開業日が平成31年1月1日から令和2年12月31日であること） <p>《法人》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書または法人設立届出書（会社設立の年月日が平成31年1月1日から令和2年12月31日であること）
※	<p>《個人事業者で山鹿市外に居住されている方》</p> <p>■居住する市町村に税の滞納がないことを証明する書類（未納がない証明など）</p>

【申請書類の取得方法】

次の方法で「申請書兼請求書」を入手することができます。

- ☛ 山鹿市のホームページからダウンロード
- ☛ 山鹿市商工観光課、各市民センター、山鹿商工会議所、山鹿市商工会
山鹿温泉観光協会、平山温泉観光協会で配布

【申請方法】

感染防止対策として、原則、申請書類を次の宛先に郵送してください。

〒861-0592 山鹿市山鹿 987-3 山鹿市役所 商工観光課 支援金窓口 宛

5. 申請受付期間

令和3年6月28日（月）～8月31日（火）消印有効

6. その他

申請書類受理後、その内容を審査し適正と認められる場合は、支給決定通知書を送付し、速やかに支援金を振り込みます。

＜お問合せ先＞ 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

山鹿市商工観光課 43-1579

山鹿商工会議所 43-4111 山鹿市商工会 46-2141

※お問合せが予想される事項については、Q&Aを市ホームページに掲載しています（『山鹿市観光関連事業者支援金』で検索してください）。